



### ～春の全国交通安全運動が始まります～

4月6日（月）から4月15日（水）までの10日間、

**「車から ぼくたちみえない 手をあげよう」**

をスローガンに春の全国交通安全運動が行われます。



入学・入園を迎えるこの時期は、こどもの関係する交通事故が増加する傾向にあります。

そこで、こどもたちに交通社会の一員としての自覚と基本的な交通ルールやマナーを身に付けさせるとともに、運転者には歩行者に対する保護意識をより一層醸成させるなど、県民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践し、交通事故防止を図ることを目的に実施します。

#### 〈今回の運動重点〉

- 1 通学路・生活道路におけるこどもをはじめとする歩行者の安全確保
- 2 飲酒運転とながらスマホの根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

昨年、茂原市では1名の方が交通事故で尊い命を落とされました。一昨年と比較して死者数は減少しましたが、交通安全運動を契機に、歩行者や自転車、車両のドライバーの方など、市民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践し、交通事故死ゼロを目指しましょう。

**交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（金）**

#### 〈連絡先〉

茂原市役所 市民部 生活課

TEL 0475-20-1505（月～金9：00～16：30）



## 令和8年4月1日、自転車の交通違反通告制度（青切符）が導入

1 4月1日から自転車の交通違反に「青切符」制度が導入されました。

- ・ 16歳以上の自転車運転者が対象
- ・ 信号無視や一時不停止、携帯電話使用（ながら運転）、酒気帯び運転などが対象
- ・ 比較的軽微な違反に対して、反則金が科せられ、納付することで刑事手続に移行することなく、起訴もされません。



2 自転車の交通違反の青切符導入後も

- ・ 自転車の交通違反に対しては、基本的に「指導警告」を実施
- ・ 交通事故の原因となるような「悪質・危険な違反」は検挙の対象

という交通違反の指導取締りについての基本的な考えは変わりませんが、検挙された場合の手続が変わります。

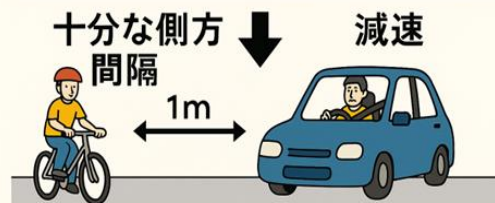
## 令和8年4月1日、自動車による自転車の追い越し時の新ルール

4月1日から、自動車が自転車の横を通過する際、十分な距離を確保し、周囲の状況に応じて減速する義務が課せられます。

- ・ 安全な間隔（約1～1.5m）が確保できない場合や危険がある場合は、追い越しを中止し、追従する。
- ・ 自転車側も追い越しされる際は、できる限り道路の左側端に寄って通行する義務が課せられます。

### 自動車と自転車の側方通過ルール

自転車を追い越す際、自動車は…



十分な間隔がとれない場合は減速義務